

修学旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内の学校において実施される修学旅行の旅行先の見直しが図られている。このような状況の下、県内外からの修学旅行を本市に誘致することにより、持続可能な地域経済の活性化が図られることから、これの誘致を促進するための助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次条に定める助成要件を満たす修学旅行の実施を委託された旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 助成対象となる修学旅行は、次の各号に定める要件をすべて満たし、事前に公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長（以下「理事長」という）に助成金を申請し、理事長が承認した修学旅行とする。

- (1) 高松市内及び三木町内の公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員施設又は賛助会員団体の会員に加入している宿泊施設に1泊以上の宿泊をするもの
- (2) 高松市内の入場等又は体験に要する料金（屋島山上への訪問においては駐車料金）を徴する観光地を1か所以上訪問・滞在するもの、又は、無料の工場見学等、高松市の魅力を発信することに資する施設等を訪問・滞在するもの。この場合、食事（うどんは除く）、休憩を目的として、立ち寄った施設は対象としない。
- (3) 国内に設置された小学校、中学校、高等学校、高等専門学校等の教育や学校行事の一環として、教職員の引率により児童、生徒が団体行動で見学、研修をする旅行であるもの
- (4) 1校の構成人数が10名以上（ガイド・ドライバーを除く）であるもの
- (5) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 旅行目的が、高松市への教育及び観光目的でないもの（宗教、政治、興行、第3号に該当しない学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに、公序良俗に反する内容と判断されるとき）
 - イ その他、理事長が不相当と認めるもの

(その他)

第4条 この要綱に定めのない事項に関しては、募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱の定めに基づき、

- 2 前項の規定を準用するにあたり、同要綱中「団体旅行」とあるのは、「修学旅行」と読み替えることとする。
- 3 申請等に要する様式は、様式第1号から第8号のとおりとし、手続きについては、

第1項のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月28日から施行し、令和2年10月1日から出発する修学旅行から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。